

中央大学における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた
場合における適正な対応に関する規程

規程第二千六百五十六号

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 不正防止のための体制（第四条―第九条）
- 第三章 通報及び相談（第十条―第十三条）
- 第四章 関係者の取扱い（第十四条―第十七条）
- 第五章 事案の調査（第十八条―第三十一条）
- 第六章 研究活動上の不正行為等の認定（第三十二条―第三十七条）
- 第七章 調査結果確定後の公表及び措置（第三十八条―第四十三条）
- 第八章 その他（第四十四条）
- 第九章 雑則（第四十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規程は、中央大学（学校法人中央大学に設置の研究所を含む。以下「本大学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定め、もって本大学における研究倫理の向上を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 研究活動上の不正行為

ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造、改ざん、又は盗用

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

二 研究者等 学校法人中央大学に雇用されて研究活動に従事している者、本大学の施設や設備を利用して研究に携わる者及び本大学の刊行物等により研究発表等を行う者(以上は学生を含む)

三 機関 研究が行われる、大学院・学部・理工学術院・研究所等の本大学の学内機関

四 配分機関 本大学に対して、競争的資金等の配分をする学外機関
(研究者等の責務)

第三条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による研究活動上の不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、原則として、当該研究内容の公表から、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等については十年間、実験試料、標本、装置等については五年間適切に保存・管理し、第一条に定める適正な対応のために、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第二章 不正防止のための体制

(統括責任者)

第四条 学長は、研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、本大学を統括する権限と責任を有する統括責任者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第五条 機関の長は、当該機関における研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関する権限と責任を持つ研究倫理教育責任者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

2 機関の長は、研究倫理教育責任者として、当該機関に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(設置)

第六条 本大学に、研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応を行うため、研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

(構成)

第七条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、学長が委嘱する。

- 一 学部長（理工学術院長を含む。）及び研究科長で互選した者 二人
- 二 研究科委員長で互選した者 二人
- 三 研究所長で互選した者 二人
- 四 専任教員から学長が指名する者 二人から四人

2 委員長は、委員のうちから学長が指名することによって定める。この場合において、委員長の任期は、当該委員の任期と同一とする。

3 委員長は、委員会を招集、主宰及び代表する。

4 委員長を補佐し、職務を代行するため、委員の互選により、副委員長一人を置く。

5 第一項第四号の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

7 学長は統括責任者として、機関の長は研究倫理教育責任者として、委員会に出席して意見を述べることができる。

8 委員会は、必要に応じて、科学研究における行動規範等について専門知識を有する者等第一項に定める者以外の者(外部有識者を含む)に出席を求め、意見を聴くことができる。

(倫理委員会の議事)

第八条 倫理委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 倫理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(倫理委員会の職務)

第九条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

一 研究倫理の向上についての研究者等に対する研修及び教育の企画及び実施に関する事項

二 研究倫理の向上についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項

三 機関における研究データの保存・管理・開示等に関する事項

四 「研究者の行動規範」の策定及び改定に関する事項

五 学生への研究倫理教育の実施に関する事項

六 本規程に定める研究者等の研究活動上の不正行為の調査に関する事項

七 その他研究倫理に関する事項

2 倫理委員会が職務を遂行するにあたっては、関係諸機関と十分な連携を取るものとする。

第三章 通報及び相談

(通報の受付窓口)

第十条 通報又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、学事部学事・社会連携課に受付窓口を置くものとする。

2 受付窓口は、研究活動上の不正行為の通報を受け付ける。

3 受付窓口は、研究活動上の不正行為に関する相談(研究活動上の不正行為がこれから行われようとしている場合を含む)を受け付ける。

(通報の受付体制)

第十一条 何人も、研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する場合は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、受付窓口に対して通報を行うことができる。

2 通報を行う者は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容を明示し、かつ、不正とする合理的理由を示さなければならない。

3 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ、インターネットその他の方法等により、研究活動上の不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、受付窓口はこれを通報に準じて取り扱うことができる。

4 受付窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに、学長及び倫理委員会委員長に報告するものとする。学長は、当該通報に係る機関の長等に、その内容を通知するものとする。

5 受付窓口は、通報者に対し通報を受け付けた旨を、通知するものとする。

(相談等)

第十二条 何人も、研究活動上の不正行為が行われ又はこれから行われる疑いがあると思料する場合は、受付窓口に対して相談を行うことができる。

2 通報の意思を明示しない相談(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)があったときは、受付窓口は、その内容を倫理委員会に報告する。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、受付窓口は、学長及び倫理委員会委員長に報告するものとする。

- 4 第三項の報告があったときは、学長又は倫理委員会委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。
(受付にあたっての配慮等)

第十三条 通報の受付に当たっては、受付窓口の職員は、通報者の秘密の遵守その他通報者の保護を徹底しなければならない。

- 2 受付窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第十二条に定める相談についても準用する。

第四章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第十四条 この規程の実施に関わる全ての者は、その地位において知り得た情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

- 2 学長及び倫理委員会委員長は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 学長又は倫理委員会委員長は、当該通報に係る事案が学外に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 学長又は倫理委員会委員長は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に対し、本規程に定める連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の信用、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。
- 5 前三項の規定は、第十二条に定める相談についても準用する。

(通報者の保護義務)

第十五条 本大学に所属する全ての者は、当該通報者に対し、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長及び機関の長は、通報をしたことを理由とする当該通報者の研究教育・職場等の環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 3 学長及び機関の長は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、法令又は学内諸規程に従って、必要な措置を講じなければならない。

4 前三項の規定は、第十二条に定める相談についても準用する。

(被通報者の保護)

第十六条 本大学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長及び機関の長は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、法令又は学内諸規程に従って、必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、第十二条に定める相談についても準用する。

(悪意に基づく通報)

第十七条 何人も、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報（悪意に基づく通報）を行ってはならない。

2 学長及び機関の長は、本規程の手続きにより悪意に基づく通報であったことが認定された場合は、法令又は学内諸規程に従って、必要な措置を講じることができる。

3 学長は、前項の措置を講じたときは、対象事案に係る配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を報告する。

4 前三項の規定は、第十二条に定める相談についても準用する。

第五章 事案の調査

(予備調査委員会)

第十八条 第十一条に基づく通報があった場合又はその他の理由により予備調査の必要が生じた場合は、倫理委員会は速やかに予備調査委員会を設置しなければならない。

2 予備調査委員会は、三人から五人の委員によって構成するものとし、倫理委員会委員長が倫理委員会の議を経て指名する。

3 予備調査委員には、対象事案の研究分野に精通した者を一人以上指名しなければならない。

4 予備調査委員には、必要に応じて本大学に属さない外部有識者を指名することができる。

5 予備調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

6 予備調査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

7 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

8 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全

する措置をとることができる。

（予備調査委員会の議事）

第十九条 予備調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 予備調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

（予備調査の対象）

第二十条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、調査を行う。

2 対象事案に係る論文等が既に取り下げられている場合は、取下げに至った経緯及び事情も調査しなければならない。

（本調査の決定等）

第二十一条 予備調査委員会は、設置の日から起算して原則として三十日以内に、予備調査に係る資料等を添えて予備調査結果を倫理委員会に報告する。

2 倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。

3 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。被通報者が本大学以外の組織に所属している場合は、その所属組織にも通知する。

4 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、学長へ報告しなければならない。学長は、速やかに、対象事案に係る配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

5 倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合、通報者等の求めに応じて開示する場合に備えて、予備調査に係る資料を保存するものとする。

（調査委員会の設置）

第二十二条 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、六人から八人の委員によって構成するものとし、倫理委員会委員長が倫理委員会の議を経て指名する。

3 調査委員会の委員の半数以上は、本大学に属さない外部有識者でなければならない。

4 調査委員会の委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者を含むものとする。

- 一 倫理委員会の委員長又は倫理委員会の委員
- 二 対象事案の研究分野に精通した者
- 三 法律の知識を有する者

6 調査委員会には、予備調査委員会の委員を加えることができる。

7 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(調査委員会の議事)

第二十三条 調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、第三十三条に定める認定については、出席委員の三分の二以上の多数をもって決する。

(本調査の通知)

第二十四条 倫理委員会は、調査委員会を設置するときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

2 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して七日以内に、書面により、倫理委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の任務)

第二十五条 調査委員会は、前条に定める手続き後、三十日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、必要に応じて、調査の対象者に対して関係資料その他調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

4 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

- 6 通報者、被通報者及びその他対象事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第二十六条 本調査の対象は、対象事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第二十七条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、対象事案に係る研究活動に関して、調査結果が確定するまでの間、証拠となる資料その他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 調査委員会は、対象事案に係る研究活動が本大学以外の組織で行われたものである場合は、当該研究活動に関して、証拠となる資料その他関係書類を保全する措置をとるよう、当該組織に依頼するものとする。

- 3 調査委員会は、前二項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第二十八条 調査委員会は、調査の対象が公表前のデータ、論文又は技術上秘密とすべき情報である場合には、本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(本調査中における一時的措置)

第二十九条 学長は、倫理委員会が本調査を行うことを決定したときから第三十二条第五項に定める倫理委員会からの調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して、対象事案に係る研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 学長は、対象事案に係る配分機関から、被通報者に配分した競争的資金等の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(本調査の中間報告)

第三十条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、対象事案に係る配分機関及び関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を配分機関等に報告することができる。

(研究活動上の不正行為の疑惑への説明責任)

第三十一条 調査委員会の本調査において、被通報者が研究活動上の不正行為の不存在を主張する場合には、次の各号に定める事項について、科学的根拠を示して説明しなければならない。

らない。

- 一 対象事案に係る研究活動が適正な方法及び手続きにのっとって行われたものであること
- 二 論文等が適正な方法及び手続きにのっとって行われた研究活動の成果を正確に反映したものであること

第六章 研究活動上の不正行為等の認定

(認定の手続)

第三十二条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して百五十日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、百五十日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して倫理委員会に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第一項及び第三項に定める認定が終了したときは、直ちに、調査結果を倫理委員会に報告し、倫理委員会は学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第三十三条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの合理的な疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの合理的な疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。なお、本来存在すべき基本的な要素については、研究分野の特性に応じ調査委員会が判断する。

(調査結果の通知及び報告)

第三十四条 学長は、第三十二条第五項に定める倫理委員会からの調査結果についての報告を受けた後、速やかに、調査結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で対象事案に関する調査の対象となった者に通知するものとする。被通報者が本大学以外の組織に所属している場合は、その所属組織にも通知する。

2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を対象事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 学長は、悪意に基づく通報との調査結果があった場合は、通報者が本大学以外の組織に所属しているときは、その所属組織にも調査結果を通知する。

(不服申立て)

第三十五条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して十四日以内に、調査委員会に対して理由を付して調査結果について書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、その認定について、第一項の例により、不服申立てをすることができる。本不服申立てがあった場合、通報者が本大学以外の組織に所属している場合は、その所属組織にも通知するものとする。

3 調査委員会は不服申立てが行われたことを倫理委員会に報告する。

4 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。その審査にあたり、倫理委員会は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員を交代若しくは追加し、又は既存の調査委員会に代えて新たな調査委員会を設置して、審査をさせることができる。

5 前項に定める新たな調査委員は、第二十二條第二項から第六項までの規定に準じて指名するとともに、第二十四条各項に準じた手続を行う。

6 調査委員会は再調査を行う旨の決定をした場合には、直ちに、倫理委員会に報告するものとする。

7 倫理委員会は、調査委員会から不服申立てに対して再調査を行う旨の報告を受けた後、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

8 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、倫理委員会に報告し、倫理委員会は学長に報告する。報告を受

けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

- 9 学長は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、対象事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第三十六条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定がなされた場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、調査結果を覆さない旨の認定をすることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに倫理委員会に報告し、倫理委員会は学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 調査委員会は、再調査のための手続きを開始した場合には、その開始の日から起算して五十日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに倫理委員会に報告し、倫理委員会は学長に報告するものとする。ただし、五十日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して倫理委員会に申し出て、その承認を得るものとする。

(再調査結果の通知及び報告)

第三十七条 学長は、速やかに、再調査結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で対象事案に関する調査の対象となった者に通知するものとする。被通報者が本大学以外の組織に所属している場合は、その所属組織にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、再調査結果を対象事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく通報との再調査結果があった場合は、通報者が本大学以外の組織に所属しているときは、その所属組織にも再調査結果を通知する。悪意に基づく通報との調査結果に関して、悪意に基づかない通報との再調査結果が出された場合も同様とする。

第七章 調査結果確定後の公表及び措置

(公表)

第三十八条 学長は、第三十二条から前条までの手続きを経て、研究活動上の不正行為が行われたとの認定が確定した場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本大学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないものとする。ただし、被通報者の名誉を回復する等、公表の必要があると認められる場合には、調査結果を公表することができる。

5 学長は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表することができる。

(研究費の使用中止)

第三十九条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに対象事案に係る研究費の使用中止措置を講じるものとする。

(被認定者への勧告)

第四十条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を直ちにとることを勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して十四日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を書面により学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第一項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(名誉回復措置)

第四十一条 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分に係る措置)

第四十二条 学長は、第三十二条から第三十七条までの手続きを経て、研究活動上の不正行為が行われたものとの認定が確定した場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令又は学内諸規程に従って、必要な措置を講じるものとする。

2 学長は、前項に基づき処分がなされたときは、対象事案に係る配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を報告する。

(是正措置等)

第四十三条 学長は、第三十二条から第三十七条までの手続きを経て、研究活動上の不正行為が行われたものとの認定が確定した場合は、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 学長は、当該研究活動上の不正行為に関係する機関に対し、是正措置等を講ずることを求める。学長が必要と認めるときは、本大学の全機関に対し是正措置等を講ずることを求めるものとする。

3 学長は、第二項に基づいてとった是正措置等の内容を対象事案に係る配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

第八章 その他

(本大学以外の組織の調査に対する協力)

第四十四条 本大学は、本大学以外の組織の調査等に対する協力を行う。

2 学長は、本大学以外の組織の調査等に係る事案が、機関における研究活動であった場合、本大学以外の組織の要請に応じ、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

第九章 雑則

(事務の所管)

第四十五条 本規程に関する事務は学事部学事・社会連携課が所管する。

附 則

この規程は、平成二十八年五月二十八日から施行する。

附 則（規程第三千五十号）

(施行期日)

1 この規程は、令和五年三月二十日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に受け付けた通報の取扱いについては、なお従前の例による。

改正 平成二九・一〇・九（規程第二千七百二十号） 令和八・四・一（規程第三千二百

四号)